

1993年7月2日

公衆衛生審議会アルコール関連問題専門委員会委員長
河野裕明殿
厚生大臣
丹羽雄哉殿
厚生省保健医療局局长
谷修一殿
厚生省大臣官房審議官（保健医療担当）
太田義武殿
厚生省保健医療局精神保健課課長
廣瀬省殿

全国消費者団体連絡会（構成14団体）
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

東京消費者団体連絡センター（構成50団体）
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

日本アルコール問題連絡協議会（構成11団体）
東京都千代田区神田神保町1-17

公衆衛生審議会アルコール関連問題専門委員会の 提言についての緊急申し入れ

6月25日の新聞・テレビ等の報道によれば、公衆衛生審議会アルコール関連問題専門委員会は、アルコール関連問題の予防に関して、

- ①酒類自動販売機の撤廃
- ②テレビCMの規制
- ③未成年者や妊婦に対する警告表示

などを骨子とする内容の提言を近く出されるとのことです。

近年における酒類メーカーの過当競争は、巨額の宣伝合戦や自動販売機の設置競争を生み出しました。その結果、酒類の消費は増加の一途をたどり、未成年者飲酒の激増をはじめとするさまざまな問題が生じてきております。このため、私たちは、従来より上記①～③の運動を進めてきたところです。

ことに酒類自動販売機については、酒類は本来対面販売されるべきであり、しかも自動販売機は未成年者飲酒の大きな原因でもあるとして、強くその撤廃を求めてまいりましたが、容易に実現できずにおりました。

しかし昨年、全国小売酒販組合中央会がみずから自動販売機を撤廃する方向を打ち出したため、本年1月、私たち消費者団体も、“利便性よりも未成年者飲酒防止の方が大切である”としてこの方針を支持し、その実現を要請する申し入れを関連省庁・団体に行ないました。

さらに、いわゆる「水割ウイスキー」の課税問題では、租税特別措置法の改正法に付帯して、国権の最高機関である国会において「未成年者の飲酒防止等の観点から、酒類業界が今後とも適切な対応につとめるよう指導すること」との決議がなされました。

このように、酒類の消費をめぐる社会情勢は従来と比べて大きく変化してきており、今回の提言の方針はまことに時宜を得た適切なものと考えます。

については、一日も早く、正式に上記提言をされるよう、緊急に申し入れするものです。